

平成17年第4回定例会 壱岐市議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成17年12月2日 午前10時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名	9番 田原 輝男 10番 豊坂 敏文
日程第2	会期の決定	議会運営委員長 報告 18日間 決定
日程第3	諸般の報告	深見議長 報告
日程第4	行政報告	長田市長 報告
日程第5	認定第2号	平成16年度壱岐市病院事業会計決算認定について 厚生常任委員長 報告 討論、認定
日程第6	報告第9号	平成16年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について 産業経済部長 説明
日程第7	議案第110号	壱岐市公の施設に係る指定管理者の指定 手続に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第8	議案第111号	壱岐市都市公園条例の一部改正について 建設部長 説明
日程第9	議案第112号	壱岐市教育振興基金条例の一部改正について 教育次長 説明
日程第10	議案第113号	平成17年度壱岐市一般会計補正予算(第6号) 財政課長 説明
日程第11	議案第114号	平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 市民生活部長 説明
日程第12	議案第115号	平成17年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第2号) 市民生活部長 説明
日程第13	議案第116号	平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号) 建設部長 説明
日程第14	議案第117号	平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第4号) 建設部長 説明
日程第15	議案第118号	平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第4号) 市民生活部長 説明
日程第16	議案第119号	平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第4号) 産業経済部長 説明
日程第17	議案第120号	平成17年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第3号) 郷ノ浦支所長 説明
日程第18	議案第121号	平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第2号) 産業経済部長 説明

日程第19	議案第122号	平成17年度吉崎市病院事業会計補正予算(第4号)	市民病院事務長	説明
日程第20	議案第123号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について	総務部長	説明
日程第21	議案第124号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について	総務部長	説明
日程第22	議案第125号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について	総務部長	説明
日程第23	議案第126号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について	総務部長	説明
日程第24	議案第127号	長崎県市町村土地開発公社定款の変更について	総務部長	説明
日程第25	議案第128号	長崎県市町村土地開発公社定款の変更について	総務部長	説明
日程第26	議案第129号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業経済部長	説明
日程第27	議案第130号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業経済部長	説明
日程第28	認定第3号	平成16年度吉崎市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課長	説明
日程第29	認定第4号	平成16年度吉崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民生活部長	説明
日程第30	認定第5号	平成16年度吉崎市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	市民生活部長	説明
日程第31	認定第6号	平成16年度吉崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民生活部長	説明
日程第32	認定第7号	平成16年度吉崎市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長	説明
日程第33	認定第8号	平成16年度吉崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長	説明
日程第34	認定第9号	平成16年度吉崎市漁業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長	説明
日程第35	認定第10号	平成16年度吉崎市老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民生活部長	説明
日程第36	認定第11号	平成16年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民生活部長	説明
日程第37	認定第12号	平成16年度吉崎市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民生活部長	説明

日程第38	認定第13号	平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民生活部長	説明
日程第39	認定第14号	平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業経済部長	説明
日程第40	認定第15号	平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	郷ノ浦支所長	説明
日程第41	認定第16号	平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業経済部長	説明
日程第42	請願第1号	全天候型多目的施設の早期建設について	紹介議員	説明
日程第43	請願第2号	出資法の上限金利引下げを求める意見書提出に関する請願	省略	
日程第44	陳情第4号	壱岐市における障害者の在宅介護のあり方について改善を求める陳情	省略	

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(26名)

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鷓瀬 和博君	14番 中田 恭一君
15番 馬場 忠裕君	16番 久間 進君
17番 大久保洪昭君	18番 久間 初子君
19番 倉元 強弘君	20番 瀬戸口和幸君
21番 市山 繁君	22番 近藤 団一君
23番 牧永 護君	24番 赤木 英機君
25番 小園 寛昭君	26番 深見 忠生君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君 事務局次長 山川 英敏君

事務局係長 瀬口 卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	山本 善勝君
産業経済部長	喜多 丈美君	建設部長	立石 勝治君
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	鳥巢 修君
勝本支所長	米本 実君	芦辺支所長	久田 昭生君
石田支所長	瀬戸口幸孝君	市民病院事務長	牟田 数徳君
教育次長兼教育総務課長			吉富 一敬君
総務課長	堤 賢治君	財政課長	久田 賢一君
代表監査委員	馬渡 武範君		

午前10時00分開会

議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

新しい議場で、12月の定例会ができるか心配をしておりましたが、関係者皆さん方の御協力で、こうして開催することができました。

特に、狭隘な部分もあるかというふうに思いますが、論戦の場として、十分だと思っておりますので、どうぞひとつよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は全員でございます。ただいまから平成17年第4回壱岐市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

. . .

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（深見 忠生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、田原輝男議員及び10番、豊坂敏文議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（深見 忠生君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る11月22日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し、協議結果の報告を求めます。牧永議会運営委員長。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 登壇〕

議会運営委員長（牧永 護君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成17年第4回吉岐市議会定例会の議事運営について、協議のため、去る11月22日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について、御報告いたします。

会期日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から12月19日までの18日間といたします。

本定例会に提案されます議案等は、報告1件、条例改正3件、平成17年度補正予算10件、平成16年度決算認定14件、その他8件、請願2件、陳情1件、要望1件が提示されておりますが、お手元に配付のとおりであります。

なお、請願等につきましては、当委員会で協議の上、委員会付託すべきものと、文書配付扱いにすべきものとに、分類させていただきましたので、御了承願います。

本日は、会期の決定、議長の報告、市長の行政報告、厚生常任委員長報告、平成16年度病院関係決算認定審議採決の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

12月3日から6日までを休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告される方は、12月5日正午までに提出をお願いいたします。

12月7日は、議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行いますが、質疑をされる場合は、明確な答弁を求める意味からできる限り、事前通告されるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、一般会計補正予算並びに一般会計決算認定につきましては、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくようお願いいたします。

12月8日から12月12日までの10日、11日を除き、実質3日間で一般質問を行います。一般質問について、質問の順序は、受付順のくじの番号の若い順としますが、質問時間については、答弁を含め、40分の時間制限といたします。

質問の方法につきましては、前回の定例会で、1問1答方式にすべきとの意見があり検討いたしました。賛否両論あり、また各議員の意見調整も必要なことから、今定例会までは、従来の方法による一括質問、一括答弁方式で行い、18年第1回定例会より、よりよき方向を決定することになりましたので、御了承願います。

なお、同一趣旨の質問については、質問者間で、ぜひ調整をお願いしたいと思います。

また、通告書については、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明快に記載されますようお願いいたします。

一般質問が、予定の日程より早く終了した場合は、残り日程は休会といたします。

12月13日から15日の3日間を委員会開催日といたしております。

12月19日、本会議を開催、委員長報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会中に、契約関係案件1件、補正予算2件、土地の取得案件1件が追加議案として提出される予定ではありますが、委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、第4回定例会の会期日程案でございます。本市議会の円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月19日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告

議長（深見 忠生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成17年第4回壱岐市議会定例会に提出され、受理した議案等は36件、請願2件、陳情1件、要請1件であります。

次に、監査委員より、定期監査、例月出納検査及び住民監査請求による監査結果の報告が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いいたします。

次に、系統議長会であります。去る10月18日、五島市において、長崎県離島振興市町村議会議長会臨時総会が開催され出席。会務報告、平成16年度同議長会の決算承認及び役員の補欠選任が行われ、不肖私が、監事に就任いたしました。

次に、11月9日、東京都において、長崎県市長会、長崎県市議会議長会主催の地元選出国会議員に対する共同要望がなされ、長田市長とともに出席し、壱岐市からは、離島僻地の医師確保対策、海岸漂着ごみ処理対策について、要望を行いました。

次に、11月10日、東京都において、全国市議会議長会、第79回評議員会が開催され、出席。一般事務報告並びに委員会報告、全国各部会提出要望議案、会長提出議案の審議がなされ、

それぞれ決定されたところであります。

次に、11月25日、東京都において、長崎県離島振興市町村議会議長会主催の地元選出国会議員に対する要望がなされ、出席。即日、開催された第24回離島振興市町村議会議長会、全国大会に出席。大会宣言の後、要望事項の提案審議、決定。これを受けて、決議がなされ、それぞれ実行運動を行うことが決定されたところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は、御高覧をお願いします。

次に、本定例会において、議案等説明のため、長田市長初め、代表監査委員、関係部課長に説明員として、出席を要請しておりますので、御了承願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4．行政報告

議長（深見 忠生君） 日程第4、長田市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成17年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

去る11月2日、五島市で開催されました「ながさき牛づくり大会」に、壱岐市から4部門12頭が出品されましたが、種牛第4部の出品群がグランドチャンピオンを受賞するなど、各部門において、上位を占めるすばらしい成績を納めていただきました。

壱岐産牛の名声が、一層高まったものと大変喜んでいるところであります。

それでは、前定例会以降、今日までの市政の重要事項につきまして、御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

行財政改革について。

市では効果的・効率的な行財政運営の推進と、市民参加による行政運営の推進について、平成16年7月23日に、市行政改革推進委員会に諮問いたしました。

委員会では、19回にも及ぶ会議を開催され、平成17年10月25日に最終答申をいただきました。

市では、これを受けて、平成16年11月に策定しておりました行財政改革大綱の改定を、今月、12月に同実施計画を、平成18年2月に策定する準備を進めておりますが、これらの策定等を待つことなく、委員会の答申に沿った行財政改革に積極的に取り組んでまいります。

補助金等の見直しについて。

行財政改革の一環として、補助金等の見直しを図るため、平成17年4月20日、市補助金等検討委員会に吉岐市の補助金等の検討について、提言依頼をいたしておりました。

委員会では、平成17年度当初予算における補助金等総額18億円余り、一般会計予算の8.9%を占める補助金594件につき、既設の補助金の整理合理化に関する事、補助金の選定基準及び評価体制に関する事について、6カ月余りにわたり、1件ずつつぶさに点検、審議を重ねられ、11月7日に提言をいただきました。

提言は、すべての補助金に対しまして、一定割合の縮減を行い、補助金総額の抑制を求めるとされており、市では、この提言を最大限尊重し、今後の行財政運営に役立てるとともに、経常経費全般の削減につなげ、一般財源を確保して、吉岐市建設計画、吉岐市総合計画にある吉岐市の夢の実現という形で、結実するよう努力してまいります。

市庁舎建設懇話会について。

市庁舎建設整備につきましては、平成16年3月、吉岐4町が合併するにあたり、策定した新市建設計画で、より効果的な市の行政の充実を図るため、市の行政の中核となる庁舎整備に向けた取り組みを推進することとされております。

住民も、関心が高い課題でありますので、市では、市庁舎のあるべき姿、機能、規模、形態等の基本構想を定めるため、一般公募2名をも含め、委員10名による庁舎建設懇話会を、平成17年11月7日に設置いたしました。

委員会では、現在の4支所の施設等も十分考慮し、求められる新庁舎像について、中間提言を平成18年2月、最終提言を平成18年10月の予定で、調査・研究が行われます。

市政タウンミーティングについて。

市民が主役のまちづくりを推進するために、市民と市長が直接対話し、市民に市政の理解を深めてもらうとともに、市民の声を市政に反映させることを目的に、「市政タウンミーティング」を、10月中旬に郷ノ浦地区を皮切りに、4会場で開催しました。

時間的な設定や、内容等、課題は残るものの、所期の目的は達したものと思っております。

今後とも、市民の皆様と市政について、直接対話ができるよう、よりよい方法を検討しながら、継続してまいりたいと存じます。

なお、4会場での質問者は、あわせて31人、参加者が460人となっております。

ブライダル推進事業について。結婚相談の趣旨について。

島内の後継者不足が深刻化する中で、市及びブライダル推進委員会では、その対策の一環として、今年度からの新規事業として、8月から旧町単位で、会場を変更しながら、ブライダル推進委員が、結婚相談を実施しております。

特徴的な傾向としましては、多くの方が、出身地以外の会場での相談であり、11月までの中間実績として、47件の相談がっております。

壱岐いきウェディングの実施について。

独身男女の魅力ある人づくりを進めるとともに、出会いの場を創出するため、交流イベントとして、「壱岐いきウェディング」を11月5日、6日の1泊2日で、実施しました。

今年度で、8回の開催で、過去に21組のカップルが、結婚にゴールインしております。

昨年からは、島外の女性が参加しやすいように、福岡市内で開催し、今回は、さらに趣向をこらして、博多湾クルーズなどを実施したところ、大変好評であり、壱岐から28人の男性が参加し、13組のカップルが誕生いたしました。

市としましては、今後とも、相談があれば、成婚までにこぎつけることができるように、可能な限りのフォローはしていきたいと考えております。

平成18年度土地評価がえ等について。

平成18年度は、3年に1度行われる固定資産評価替え基準年度であります。

土地評価替えにおいては、固定資産評価（宅地）システムを導入し、土地評価の均衡化、適正化に資するように進めております。

地籍調査後の新地籍での土地評価について、既に、旧石田町では、地籍調査が完了し、地籍調査後の新地籍で土地評価を行っておりますが、旧勝本町全域の地籍調査が、本年度完了いたしましたので、平成18年度から、旧勝本町の土地について、地籍調査後の新地籍で土地評価を行うように諸準備をいたしております。

市税等の徴収について。

市税等の徴収については、臨戸徴収を基本に、島内はもちろん、福岡市及び周辺市町村の納税義務者を対象に、出張徴収に出向くなど、鋭意努力をいたし、徴収率の向上に向けて、取り組んでおります。

個人市県民税の徴収について、本市で、徴収が困難である3件の納税者分を地方税法第48条第3項の規定に基づいて、長崎県に徴収金の引き継ぎを行い、徴収の依頼をいたしております。また、滞納整理システムの導入に向けて、事務作業を進めております。

指定管理者制度の導入について。

地方自治法の一部改正に伴い、民間の能力や、ノウハウを活用し、住民サービスの向上や経費の削減を図るため、平成18年4月1日から、市の一部の施設の管理を「指定管理者制度」に移行します。そのため、これに伴う関係議案を提出いたしております。

地域防災計画について。

市地域防災計画は、平成16年度に素案を作成し、17年度の早い段階で策定する予定といた

しておりましたが、3月20日の福岡県西方沖地震の発生により、計画を修正する必要に迫られ、策定がおくれておりました。5月初めに、長崎県へ事前審査を提出し、8月に審査が終了、その後、県の指導による修正等を行い、10月21日の壱岐市地域防災会議で、計画案について、承認いただきましたので、県との本協議を行いました。

今後、この計画をもとに、整備しなければならない課題に取り組み、予防対策、応急対策を実施することにより、被害の軽減に努めてまいります。また、この計画を理解していただくために、広報誌等を活用して、市民の皆さんにお知らせしていくこととしております。防災関係機関、市民が一体となり、この壱岐の島から、災害による犠牲者を出さないために取り組んでまいります。

地域包括支援センターの設置について。

今年6月の介護保険法の改正法案成立を受け、現在、市では来年4月1日施行に向けて、第3期老人福祉計画、介護保険事業計画の策定等、各準備作業を急ピッチで進めております。

また、今回の改正の柱であります「予防重視型システムへの転換」・「新たなサービス体系への確立」等に沿って、地域包括支援センターの設置が義務づけられました。

地域包括支援センターは、地域住民すべての心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と、増進のために、必要な援助・支援を包括的に担う地域の中核機関として創設されるものであります。

この業務に携わる専門職種に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとされております。

また運営主体は、地域包括支援センターの公正・中立性を確保する上から、市直営で行うこととしておまして、その事務所を、現芦辺支所の市民生活部、健康保健課内におくことを検討いたしております。

なお、現在の在宅介護支援センターの業務と、関連する部分が多くあり、見直しを含めて総合的に業務の調整を行っております。

精神障害者福祉ホーム施設、改修工事について。

精神障害者福祉ホーム「ひまわりの家」は、かたばる病院の一般病棟20床の市民病院移転に伴い、現在の14床から6床増床し、事務室、食堂、集会娯楽室等の改修を、11月から着工いたしております。

工事施工に際し、かたばる病院入院の皆様配慮するため、工事期間を選定しながら施工し、工期を来年2月いっぱいとしております。

障害者自立支援法の施行について。

障害者自立支援法は、さきの衆議院解散により、廃案となりましたが、総選挙後の10月末国会において、可決成立し、平成18年4月施行が決定しました。

制度の完全実施は、平成18年10月となっております。この自立支援法でも、介護保険と同様、障害程度区分を認定審査会において決定いたしますので、今年度中に、認定調査委員、審査会委員等の研修等を実施し、4月にスムーズなスタートができるよう関係事務の確立に努めております。

一般廃棄物処理施設の整備計画について。

吉岐市の一般廃棄物の基本的な事項については、「一般廃棄物処理基本計画書」に基づく、「吉岐市一般廃棄物処理施設整備検討委員会」の答申内容について、9月定例会議会中の全員協議会において、御説明申し上げたところであります。その後、厚生常任委員会、そして先月の全員協議会の折に、答申書の補足説明及び現施設の課題、維持管理費の実態、今後の施設整備の進め方について、御協議さしていただいたところであります。

また、市民の皆様にも、一般廃棄物の現状と、整備計画等について、広く御理解をいただくため、答申内容の概要について、市報10月号でお知らせしたところであります。

一般廃棄物処理施設の現状を申し上げますと、市内で、11施設を稼働して処理を行っておりますが、その他、現在、建設中の施設が1施設、休止の灰保管庫が1施設となっております。

今後の施設整備に対する進め方につきましては、答申書に基づき、ごみ、し尿、最終処分施設の集約化並びに不燃物・粗大ごみ処理設備、リサイクルセンターの焼却施設との併設を進めていくことが必要であります。その場合、まず第一に、現在、稼働中の施設がある地域の自治会、公民館に対しまして、答申書に基づく説明と、協議を行い、吉岐市の環境政策に対する御理解を求めてまいります。

次に、一般廃棄物は、一般家庭全世帯から排出されるものでありますから、市内全自治会、公民館の代表の方に、同様の説明を行う予定であります。その折、現廃棄物処理施設設置地区及び市内で、設置条件に適した場所があれば、新施設を設置することに対する御意見をお聞かせいただくことにしております。

最終処分場については、管理型処分場が市内にありませんので、焼却灰等を処分する施設の新設が急務であります。

不燃物、粗大ごみの処理施設についても、処理設備がありませんので、同様に整備を急ぐ必要があります。

し尿処理につきましては、海洋投入禁止が、平成19年1月末に迫っておりますし、現在の3施設は、既に耐用年数を迎えております。処理能力については、各施設が30%以上の能力オーバーで、フル稼働している現状にあります。

焼却施設につきましても、今後、五、六年を経過しますと、耐用年数が到来してまいりますし、設置地区との間には、協定書などがございますので、これについては、特に尊重して、計画を進

めることが肝要であります。廃棄物処理施設の処理方法については、各メーカーそれぞれ独自の処理方法を行っておりますので、設置地区の環境を保全できる処理方法、苓岐市の廃棄物の実態に適した処理システム、かつ経済的な処理施設を導入する必要がありますので、調査研究を行ってまいります。

今後、市民皆様の御理解と御協力を得まして、苓岐島内での循環型社会の構築に向けて、島内で発生した一般廃棄物は、島内で処理できる「ライフ必需施設」の処理体制を整えることが、苓岐市の重要な課題であります。

農林畜産課関係について。

本年産作物の状況であります。まず、水稲につきましては、早期水稲は、平年並み以上の収量がありましたが、品質につきましては、1等米比率が例年より低くなっております。

普通期水稲につきましては、台風による倒伏、ウンカの飛来により、量的、品質的にも平年より悪く、早期、普通期をあわせた苓岐対馬での作況指数は99となり、平年並みという状況になりました。全国的には、作況指数が101を超えており、過剰米を市場から隔離する集荷円滑化対策が、発動される見込みであります。本地域については、作況指数が101を下回ったため、集荷円滑化対策は発動されない状況となっております。

また、売れる米づくり対策として、来年から苓岐市農協のライスセンターにおいて、色彩選別ができるよう、9月定例会において、選別機2機導入の御承認をいただいておりますが、市内のすべてのライスセンターで、色彩選別ができるように、国の予算確保ができましたので、今回、追加導入の1機につきまして、予算を計上いたしております。

畜産につきましては、子牛価格が、高値安定を維持しております。産地の育成対策としまして、優良繁殖種牛確保を、国、県、市の各事業により実施しておりますが、今回、国の予算上、家畜導入事業を減額せざるを得なくなり、国の補助事業から漏れた分につきましては、市の単独事業により、助成することとし、予算を計上いたしております。

施設園芸につきましては、収量は確保できましたが、価格が思うように上がらず、全体として減収している状況であります。

国が10月に示しました「経営所得安定対策大綱」につきましては、担い手に対して施策を集中する、「品目横断的経営安定対策」の創設と、これと表裏一体の関係にある米の生産調整支援対策の見通し、農地・水などの資源や、環境の保全向上を図るための対策の創設といった内容が盛り込まれております。各事業内容につきましては、国の平成19年度予算要求時まで決定するような方向であります。今回は、戦後農政の一大転換期としてとらえておりますので、内容を十分把握した上で、早期に関係機関と連携し、農業者への周知を実施することにしております。

雇用対策と「再就職支援センター」の開設について。

厳しい離島の雇用対策としまして、一つに、緊急の離職者雇用対策、二つに働く場の創出等の方策を検討し、平成18年度予算に地域の意見を反映させたいとの県の意向を受け、市といたしましても、各産業の代表者の方による壱岐市雇用再生対策会議を、10月25日に設立いたしました。今後は、地元雇用創出等について、会議を重ねてまいりたいと考えております。

また離職者や、若者の求職活動を支援するため、相談窓口としての「再就職支援センター壱岐」を11月14日より、郷ノ浦支所内に開設いたしました。毎週、月曜日と火曜日に、キャリアアカウンタラーが就職をすることに対して、悩みを持った若者や、離職中で再就職をお探しの中高年の方など、年齢を問わず、就職に関する御相談に対応しております。

各種イベントと観光物産展の開催について。

9月9日から、博多ゆめタウンに始まり、広島市での三離島観光PR展、長崎夢彩都壱岐フェア、博多駅ギガ観光物産展、長崎県産品フェア、アイランド花どんたく観光物産展、そして和田山食文化祭が、それぞれ開催され、土、日開催に加え、好天にも恵まれ、好調に推移し、壱岐特産品と観光のPRに努めました。

スポーツ団体誘致について。

交流人口の増加と島の活性化を図るため、実施しております島外スポーツ団体誘致事業は、10月末現在、63団体1,487人が申請、利用者は延べ3,975人に上っております。また、県民体育大会のバレーボール壮年の部を初め、ジュニアのバレーボール大会や、軟式野球大会など、多くのチームが島外から参加されました。

また、11月18日から3日間、NECバレーボールのOB選手3名に来島いただき、小学生、中学生、家庭婦人、指導者など350人が、熱心なトークや、実技講習を受けました。

壱岐地区「しま自慢観光カレッジ開校」について。

本事業は県下4離島市町（五島市、対馬市、壱岐市、上五島町）及び長崎県等で国の地域提案型雇用創造促進事業により実施するもので、観光ガイドを初め、観光物産関連人材の育成を通じて、離島ネットワーク観光による地域の活性化と、雇用の創出、確保を図ろうとするものであります。

今回の「しま自慢観光人材育成プロジェクト」事業は、今年度から、3カ年継続事業で、総額1億5,000万円を超える資金を投入して、観光関連人材を養成するものであります。

10月16日、開校式及び講習会を開催いたしました。受講者は、予想を上回る137人の申し込みがあり、全国で指折りの専門家、その道の達人の講師陣をお迎えして講義が行われました。今後は、専門のコース編、さらには実践編となり、モニターを対象とした実践訓練などが予定されております。

土木事業について。

平成17年度事業の道路関係の進捗状況としましては、補助事業3路線を発注しております。起債事業につきましては、10路線のうち、4路線を施工中、4路線は近日入札の予定、残る2路線についても工事発注の準備をいたしております。単独事業につきましても、23路線のうち、17路線について着手しており、1路線は、近日入札の予定、残る5路線も早期に工事発注ができるよう諸準備を進めております。

都市計画事業のまちづくり交付金事業につきましては、道路整備の大谷公園線は、工事着手いたしており、本村元居線につきましては、繰り越し工事との調整後、発注の予定で、公園整備の弁天崎公園につきましては、工事着手いたしております。

準用河川、町谷川改修整備につきましては、計画区間内に早急に整備を要する区間がありましたので、2工区に分けて、工事着手いたしました。

急傾斜地関係の継続地区の志自岐地区につきましては、工事着手いたしており、本年度新規の2地区につきましては、調査設計が終わり、工事発注の準備をいたしております。

また、平成17年度県営事業の道路事業、急傾斜地崩壊対策事業について、事業費の増額による地元負担金として、所要の予算を計上いたしております。

本年、9月5日から7日にかけての豪雨及び台風14号による公共土木施設災害につきまして、12月中旬の査定予定であり、河川災害1地区、道路災害5地区について、復旧予算を計上いたしております。

公共下水道事業について。

中央水処理センター建設工事につきましては、予定どおり進捗し、各機器の総合試運転も終え、今後は、場内整備工事を施工し、年度内の完成予定であります。

また、郷ノ浦本町の益川薬局前から、日通事務所前までの管きょ布設工事につきましても、通行に大変御迷惑をかけながらも、地域住民の皆様の御理解・御協力により、鋭意事業を展開いたしております。

漁業集落環境整備事業について。

処理施設用地の敷地造成工事につきましては、既に工事に着手いたしております。また管きょ布設工事につきましても、瀬戸向町地区、新横浜地区とともに、ほぼ工程どおりに進捗しております。

なお、集落道整備事業におきまして、入札残等により、事業費が減額となりましたので、管きょ布設工事を追加することとし、そのための補正予算を計上いたしております。

簡易水道事業について。

飲料水の安定供給を目的として、実施しております沼津柳田地区、勝本浦地区、八幡諸吉地区3地区の基幹改良事業につきましては、業者の選定において、共同企業体の予備指名を実施した

ところでございますが、要件を満たさず、現在、鋭意発注準備を進めております。

なお、予備水源地上につきましては、国分砕石場跡地確保に向けた現地調査も実施したところであり、会期中に議員皆様方に、御協議したいと考えております。

学校教育関係について。

幼稚園の「預かり保育」につきましては、旧町各1園ずつ、実施するというので、9月2日から郷ノ浦幼稚園で始まったことは、前回報告しておりました。勝本幼稚園、瀬戸幼稚園、石田幼稚園の3園におきましても、臨時職員の採用や、施設整備等も完了し、10月3日から開始し、4園で「預かり保育」が順調に実施できております。

「養護学校の分教設置」や、「中学校統廃合」、「学童保育」等の問題は、引き続き部内での検討を進めているところであります。

11月14日に、中永政雄様より、このたびの叙勲受賞を記念して、学校図書の充実のために、指定寄付1,000万円を壱岐市にお寄せいただきました。

小中学校の図書の充実は、課題でしたので、大変ありがたく、児童生徒の読書力の向上のために、活用させていただきます。

社会教育社会体育関係について。

松永記念館の吹き付けアスベスト除去対策につきましては、12月末まで、臨時休館とし、工事を行うこととしておりましたが、法の規制もあり、専門的な工事業者が多忙なため、開館は1月末ごろになると思われまます。

東京雪州会、森谷正規会長（放送大学教授）より、市立図書館へ今年10月から、毎月20から30冊の図書寄贈の申し出があり、市立郷ノ浦、石田図書館内に、「森谷正規文庫」コーナーを設置しました。市民皆様の有効な活用をお願いいたします。

成人式につきましては、平成18年1月8日（日）、壱岐文化ホールにおいて、挙行することといたしております。

原の辻遺跡関連整備事業関係について。

仮称一支國博物館の建設計画については、その設計関係の予算について、さきの9月定例会において可決いただいたところではありますが、予算執行にあたり、付された付帯意見を受け、規模、事業費等、さらなる検討を行い、必要最小限の計画内容として見直したところでもあります。

見直し案については、「一支國博物館（仮称）建設に関する調査特別委員会」において、御検討をいただいたところであり、予算の執行に当たっては、本会議を通じ、議会との合意、形成を図らせていただきたいと思います。

なお、正確な事業計画の周知として、市政タウンミーティングや各種団体の説明会、主用途などを通じ、取り組んだところでございますが、見直し案につきましては、本定例会による御理解

を得た上で、住民への周知と御理解に努めてまいり所存でございます。

国指定特別史跡原の辻遺跡の普及啓発関係について。

国指定特別史跡「原の辻遺跡」は、去る11月24日をもって、特別史跡としての指定5周年を迎えました。

これを記念し、「原の辻イベントラリー2005」と題した記念事業を原の辻遺跡保存等協議会と、彦岐市の主催により、実施したところであります。

また、9月から11月にかけて、長崎県が実施した発掘調査の結果、日本最古の船着き場遺構の南側範囲や、東側の水路が確認されております。

船着き場は、一支國が、交易の拠点であったことを雄弁に物語る遺構であり、「原の辻遺跡」の象徴的存在であります。

これを機に、さらなる普及啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

病院事業について。

市民病院の運営状況については、10月末日で、入院1日平均136人、外来1日平均397人と、受診者は昨年より増加いたしておりますが、年度当初の予定と比較しますと、外来で1日53人、入院で39人の減となっており、また開院当初ということで、経費も増加しており、厳しい経営となっております。

診療体制の変動について、婦人科が、大学の医局員の病気のため、11月より当分の間、1週間交替に、医師を替えての派遣ということになりました。

他科におきましては、現状のとおりでございます。

さて、来年度は薬価基準の大幅な切り下げが予定されております。また、中長期的にも、医療費抑制のためのさまざまな施策が検討され、病院運営にとりまして、今後の経営を取り巻く状況は、ますます厳しさを増してくることが予想されます。市民病院といたしましても、これらの情勢に対応するために、さまざまな対策を講じていく必要があります。対策の一つとして、平成18年度開始に向けて、医薬分業の準備を進めているところでございます。

また、職員教育であります。機会あるごとに、院外研修への参加、または院内研修会等を行い、病院にかかわる全職員が、連携して、病院運営に取り組み、よりよき医療サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

かたばる病院の運営状況については、入院は、各医療機関並びに福祉機関との連携により、満床状態を継続いたしており、外来は10月末日で、1日平均22人となっております。

診療体制は10月31日付で、内科医長が退職されましたので、長崎県自治体病院等開設者協議会より、内科医師（嘱託）を紹介していただき、10月17日付で、医院長として発令いたしており、現在、常勤医師（嘱託）2名体制であります。

消防本部関係について。

平成17年11月16日現在の災害発生状況は、火災発生件数36件、救急出動件数1,282件となっており、昨年同期と比較しますと、火災13件の減、救急157件の増となっております。

各自主防災組織の育成強化を図るため、日本消防協会に追加要望いたしました「女性消防隊による、安全で災害に強い地域づくり推進事業」として、200万円の助成金の交付が決定しましたので、郷ノ浦町元居婦人防火クラブ及び石田町久喜東部婦人防火クラブに軽可搬消防ポンプ等の整備をいたしております。また、消防団員安全装備品整備等助成事業として、119万9,000円の助成金の交付が決定しましたので、郷ノ浦町渡良三島の女性消防団員のヘルメット及び防火着を整備いたしたく、それぞれ所要の経費を計上いたしております。

以上で、報告事項を終わりますが、今定例会に提出させていただきました案件は、条例関係3件、予算関係10件など、計36件でございます。

どうか十分な御審議をいただき、全議案につきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。開会のあいさつといたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これで行政報告は終わりました。

日程第5・認定第2号

議長（深見 忠生君） 日程第5、認定第2号平成16年度壱岐市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本案の審査は、厚生常任委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査の結果について、委員長から報告を求めます。近藤厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 登壇〕

厚生常任委員長（近藤 団一君） 委員会審査報告書。

認定第2号平成16年度壱岐市病院事業会計決算認定について。

本委員会に付託された認定第2号平成16年度壱岐市病院事業会計決算認定については、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により、報告します。

補足いたします。委員会は、9月の28日と30日の2日間、市民病院の会議室において、審査を行いました。

審査の中で、新しい病院の開院に伴い、MRIなど、医療機器が購入されていますが、機種を選定等、導入に際しては、院内の医師、技師、看護師間で、担当者会議を開催し、十分検討したとのことでした。

次に、平成16年度末の公債残高は、41億8,722万6,430円となっておりますけれど

も、17年度以降の償還は、21年度のピーク時が2億2,999万7,223円の償還金額が予定されているとのことでした。

あと精神病棟に、現在、42名が入院しているとのことでした。

市民病院建設の際、協議し、島外からの患者を受け入れるために、70床を設けたが、精神科の治療方法は、入院より在宅治療、外来科で対応するよう、国の方針が変わってきているため、どうしても空きがあるとのことでした。

薬局についてです。薬価基準が切り下げられることにより、これまでのような薬価差益が見込めなくなるということから、平成18年度からの医薬分業に向け、協議中ということでありました。

この件については、何かもう場所的には、建設ということでございましたけれども、私たち委員会としては、やはり患者の視点に立って、利便性を考慮してということは強く申し入れておりました。その後についてはよくわかりません。

かたばる病院については、現在、48床の病床に対し、47名の入院ということでしたけれども、先ほどの市長の行政報告の中にも、満床というような状況が報告されておりましたので、それに変えたいと思います。

以上で報告を終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。

なおここで、申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について、提出者に質疑することはできませんので、御参考までに申し上げます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、認定第2号に対する質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。日程第5、認定第2号平成16年度壱岐市病院事業会計決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第2号平成16年度壱岐市病院事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第2号平成16年度壱岐市病院事業会

計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時49分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

日程第6．報告第9号～日程第44．陳情第4号

議長（深見 忠生君） 日程第6、報告第9号平成16年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告についてから、日程第44、陳情第4号壱岐市における障害者の在宅介護のあり方について改善を求める陳情まで、39件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 議案説明は担当より説明いたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

産業経済部長（喜多 丈美君） 報告第9号について御説明申し上げます。

平成16年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について。平成16年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成17年12月2日、壱岐市長長田徹。

これにつきましては、平成17年の11月21日に、取締役を含めます株主総会が開催されまして、そこで議決されたことを、報告を申し上げます。

2ページをめくっていただきまして、事業の経過報告でございますが、9月の26日からずっと羅列をいたしておるわけでございますが、特に申し上げたいのは、上から2行目の10月20日から11月7日までのエンジンの故障、これが非常に影響をいたしましたことと、それから台風14号によりまして、故障いたしました関係で、約45日間程度の休業をやむなくされたということでございます。

議長（深見 忠生君） 暫時休憩します。

午前11時03分休憩

.....
午前11時05分再開

議長（深見 忠生君） 再開をいたします。

産業経済部長（喜多 丈美君） 大変失礼しました。

それでは最初から申し上げますが、条文等は省略をさせていただきます。

資料の部分で、このA3の広い方でございますが、ここで、平成16年度実績数値といたしまして、消費税を含めまして、2,755万1,281円の売り上げになっております。

計画といたしましては、3,950万790円を予定をいたしておりましたが、約1割程度、この出来高率が69.8%、計画では80%を計画をいたしておるものですから、昨年から10%減額をいたしておるという状況でございます。

そして、決算報告でございますが、めくっていただきまして、貸借対照表でございます。流動資産、固定資産、その他を含めまして1億4,924万2,309円でございます。

それから、負債の部でございますが、流動負債、固定負債を含めまして、1億4,413万9,300円になります。

それに資本の部に、資本金1,000万円、そして、当期の赤字が419万4,673円、それに繰り越しを、昨年の繰り越しの赤字がございますので、含めまして489万6,991円の赤字の決算をいたしております。

それから損益計算書等につきましては、今の内訳を書いておりますので、御一読をいただきたいというふうに思います。

なお、今後の問題につきましては、一応、風頼りではありますが、償還が出てきますので、その償還を若干、短期で繰り上げて、実施をするようにいたしておりましたのを、少し、期間を延ばして、赤字にならないような償還方法に切りかえていこうということで、総会の場で、議決をいたしておりますので、報告をいたします。

以上でございます。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 総務部長。

〔総務部長（松本 陽治君） 登壇〕

総務部長（松本 陽治君） 議案第110号について、御説明を申し上げます。

壱岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について、壱岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、平成15年に地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理については、管理委託制度が廃止をされ、指定管理者制度が導入されることになったところでございます。

法の施行につきましては、3年間の経過期間が設けられておりましたが、来年度から全面施行ということになります。

本条例は、合併時に制度導入に際し、必要となる共通事項について定めたものでありますが、条項を補足する必要がありますので、提案をするものでございます。

本文でございますが、沓崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。第6条は、指定管理者の候補者の選定の特例でございます。指定管理者の申し込みがなかった場合、または基準を満たす団体がなかった場合、市が出資をしている法人あるいは公共団体、公的団体を候補者とすることができるということと、合理的理由があれば、特定の団体を指定することができるとしております。

それから9条から14条は、新たに加えるものでございます。

9条では、指定管理者は、年度終了後、30日以内に、事業報告書を市長に提出するというところでございます。

第10条は、市長は、管理者に対し、業務、経理の状況について、報告を求め、調査・指示をすることができるとしております。

第11条は、指定管理者が指示に従わないときは、指定の取り消し、あるいは管理業務の停止を命ずることができるとしております。

第12条は、指定期間が満了、あるいは停止となった場合、管理者は、施設を現状に回復するという現状回復義務を規定をいたしております。

第13条は、管理者が、施設設備を毀損、または滅失したときは、損害を市に賠償しなければならないとする損害賠償義務の規定をいたしております。

第14条は、管理者は、管理に関し、知り得た秘密を漏らしたり、自分の利益のために利用したり、不当な目的に使用してはならないとする秘密保持義務の規定をいたしております。

附則といたしまして、この条例は、交付の日から施行するというものでございます。

以上でございます。

〔総務部長（松本 陽治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 建設部長。

〔建設部長（立石 勝治君） 登壇〕

建設部長（立石 勝治君） 議案第111号の御説明を申し上げます。

沓崎市都市公園条例の一部改正について、沓崎市都市公園条例の一部を別紙のとおり改正する。
平成17年12月2日提出、沓崎市長。

提案理由、地方自治法の一部改正に伴い、沓崎市都市公園条例の一部を改正する必要がある。

次をお開きいただきたいと思います。が、壱岐市都市公園条例の一部を改正する条例、壱岐市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条の次に、次の1条を加える。

管理の代行等、第19条、市長は、都市公園の管理運営上、必要があると認めるときは、指定管理者に都市公園の管理を行わせることができる。

第2項、前項の規定により、指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

これは、1号から3号、記載をいたしております。

次に、3項、第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合においては、この条例の規定中、市長とあるのは、指定管理者として、この条例の規定を適用する。

附則、この条例は交付の日から施行する。

なお、指定の手續につきましては、先ほど総務部長が説明しましたように、壱岐市公の施設に係る指定管理者の指定手續に関する条例に準じて行います。

以上です。

〔建設部長（立石 勝治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 教育次長。

〔教育次長（吉富 一敬君） 登壇〕

教育次長（吉富 一敬君） 議案第112号について御説明をいたします。

壱岐市教育振興基金条例の一部改正について、壱岐市教育振興基金条例の一部を別紙のとおり改正する。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

提案理由、指定寄付の申し出があったため、基金の種類を追加する必要がある。

このことにつきましては、市長が行政報告で申し上げましたとおり、17年の11月14日に、壱岐設備工業中永政雄様より、1,000万円、学校図書充実ということで寄付いただいたためでございます。

条例の本文です。次のページ、お開きください。

壱岐市教育振興基金条例、平成16年壱岐市条例第66号の一部を、次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。この第2条は、基金の種類です。7号といたしまして、「壱岐市立学校教育振興基金」ということで、追加をするものでございます。

第2条につきましては、渡良小学校、中学校、沼津小学校、初山小学校、中学校、三島小学校、この6校が、基金としての第2条に掲載をされており、今回、市内、すべての全小中学校を対象として加えるものでございます。

第7条に、次の1号を加える。壱岐市立小中学校の教育振興のために、必要があるときと。こ

れは序文でございますが、先ほど6校と申しましたが、これをすべての小中学校ということにいたしました。

附則といたしまして、この条例は、交付の日から施行する。

以上でございます。

〔教育次長（吉富 一敬君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 財政課長。

〔財政課長（久田 賢一君） 登壇〕

財政課長（久田 賢一君） 議案第113号について、説明いたします。

平成17年度吉崎市一般会計補正予算（第6号）、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,987万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ222億3,333万6,000円とします。

第2条は、地方債の補正について定めております。

6ページ、第2表の地方債補正は事業費の変更によるものでございまして、一般公共事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、災害復旧事業債について、それぞれ増減をいたしております。詳細につきましては、歳入のところで説明いたします。

13ページ、2、歳入の10款の地方交付税、今回の補正財源といたしまして、普通交付税を8,036万6,000円、追加をいたしております。

12款1項分担金の農林水産業費分担金は、県営ため池整備事業で、丸尾ため池の改修事業の分の追加でございます。市営土地改良事業分担金は、里地棚田保全事業、山水地区の分でございます。

13款1項使用料の幼稚園使用料の減額は、幼稚園授業料につきまして、当初、過大見積りということで、減額をいたしております。預かり保育料は、申込者の減によりまして、減額をいたしております。

14款1項国庫負担金の社会福祉負担金、児童福祉負担金は、事業の実績によりまして、それぞれ追加をいたしております。生活保護費負担金の減額は、当初、前年度の1%で計上いたしておったわけですが、実績によりまして、返還が生じてまいりましたので、全額減額をいたしております。

公共土木施設災害復旧費負担金は、台風14号によります道路5カ所、河川1カ所分を計上いたしております。

14款2項国庫補助金の1目総務費補助金の減額は、合併市町村補助金で戸籍の電算化事業の分の入札の執行残による減額分3,498万1,000円、追加で、現在、庁舎間のLAN整備を行っておりますがその分1,040万円を追加いたしております。

15款2項の県補助金、総務費補助金の679万円1,000円は、今回、補正いたしております旧公立病院精神病棟の改修費の財源として計上いたしております。

老人福祉補助金で、介護保険制度施行特別措置費補助金607万5,000円は、ユニット型個室に係る社会福祉法人軽減制度の特例措置事業の補助金でございます。

農業費補助金1,040万4,000円は、農業委員会の補助金で、交付の決定額にあわせて、減額をいたしております。生産振興総合対策事業費補助金2,231万2,000円は、JAへの色彩選別機の導入補助金でございます。

家畜導入事業資金供給事業補助金の減は、当初200頭から、今回180頭の補助内示がっており、その分の減でございます。家畜糞尿処理施設緊急整備事業費補助金の減は、生産組合の事業中止などによります減額でございます。肉用牛振興ビジョン21対策事業費補助金の減は、当初5戸分の共同牛舎の建設を予定をいたしておりましたが、3戸分しか採択がなされておられませんので、減額いたしております。自給肥料増産総合対策事業費の減額は、機械利用組合への機械購入補助金で、事業内容の変更によりまして、減額をいたしております。

林業費補助金の514万8,000円は追加内示によりまして、それぞれ増額をいたしております。

水産業費補助金で、地域水産物供給基盤整備事業費補助金の増額でございます。これは、諸津漁港の分を増額をし、大久保漁港の分を減額をいたしております。漁業集落環境整備事業費補助金の減は、集落道の精算によりまして、減額をいたしております。

消防費補助金は、自動体外式除細動器3台、それから小型ポンプ4台の追加内示がおりますので、増額をいたしております。

次の農業費委託金は、県営圃場整備事業委託金で、原田地区圃場整備事業の分の減額でございます。

指定寄附金は、中永政雄様からの指定寄付でございます。

家畜導入事業資金供給事業基金の繰入金は、導入補助金の44頭分の減額分です。

次のページ、20款4項雑入で、コミュニティー助成金は、芦辺の男女岳ダム公園遊具購入の助成内示がおりますので、追加をいたしております。市町村総合事務組合消防団員安全装備品整備等助成金は、消防団員等公務災害補償共済基金から、女性消防団員へのヘルメット、防火着の購入助成金でございます。農産物集出荷施設財産処分返還金は、JAの沼津支所の集出荷施設の財産処分に伴います返還金でございます。

日本消防協会初期消火予防活動助成200万円でございますが、これが、久喜婦人防火クラブ、元居婦人防火クラブへの軽可搬等の購入助成金でございます。

出合いの村運営費及び猿岩物産館の運営費につきましては、平成16年度の決算によります補

助金の返還金でございます。

2 1 款の市債は、事業の変更等によりまして、それぞれ増減いたしております。一般公共事業債の減額は、諸津漁港、漁業集落環境整備事業、大久保漁港の分を事業費の変更によりまして、増減いたしております。

辺地対策事業は、漁業集落環境整備事業の分を追加をいたしております。

過疎対策事業は、市道横浜辻線、第2中谷線の分をそれぞれ増減いたしております。

次のページ、3、歳出でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費 1 2 節役務費、事務処理手数料は、給与計算システムのプログラム修正手数料でございます。

財産管理費 1 1 節需用費修繕料の増 2 9 0 万円は、郷ノ浦貨物小屋のシャッター、それから旧車検センターのシャッターの修理等を計上いたしております。1 3 委託料の 1 7 5 万円の中に、看板作製委託料 1 5 0 万円計上しておりますが、これは、各支所の誘導板の作製委託料でございます。1 5 工事請負費の 6 5 4 万 2 , 0 0 0 円は、旧公立病院の精神病棟を、書庫、それから会議室へ改修する工事費でございます。

7 目情報管理費 1 5 工事請負費の 1 , 0 4 0 万円は、現在、庁舎間の LAN 整備工事を進めておりますが、既設のパソコンの性能不足によりまして、接続ができないものがあるために、今回、6 0 台の追加購入費を計上しております。

2 款 2 項徴税費の賃金は課税事務のための臨時雇い賃金を追加です。

2 款 3 項戸籍住民基本台帳費 1 3 委託料の減額 3 , 5 3 8 万 2 , 0 0 0 円は、入札による執行残でございます。

次のページ、戸籍費の工事請負費 1 0 万 9 , 0 0 0 円は、戸籍の電算システムの回線工事費でございます。1 8 節備品購入費は、戸籍の電算端末用のデスク等の購入費でございます。

3 款 1 項社会福祉費 1 9 節 1 1 0 万 6 , 0 0 0 円の中の社協事務局設置補助金 1 0 6 万 6 , 0 0 0 円は、「つばさ」の施設予約管理システムのリース料を追加をいたしております。

次のページ、3 款 1 項 4 目老人福祉費の 1 9 節 9 1 0 万円の中の介護保険低所得者特別対策事業費補助金の 8 1 0 万円は、「光の苑」へのユニット型入居者の居住費の補助になっております。

6 老人福祉施設費の 7 賃金 5 3 万円は、介護員の病休による賃金の追加でございます。1 1 の需用費の燃料費は、燃料の高騰によりまして灯油代等の追加でございます。

次に、2 9 ページ、4 款 2 項 2 目じんかい処理費 1 1 需用費で消耗品費 4 0 7 万 1 , 0 0 0 円は、焼却時の薬品代の不足分の追加です。修繕料の追加は、勝本クリーンアンドリサイクルセンター、郷ノ浦の環境管理センター分の修理費の追加でございます。1 5 節工事請負費は、郷ノ浦の環境管理センターのごみクレーン、炉内耐火物等の補修工事費、芦辺の資源化センターでは、

不燃物埋立地の排水工事費を計上いたしております。

3し尿処理費で、勝本の自給肥料供給センターが来年度完成いたしますので、落成式の費用といたしまして、消耗品、印刷製本費、落成式委託料で65万6,000円、計上いたしております。11の需用費の消耗品費121万5,000円は、この中にし尿の処理用の薬品代を100万円追加をいたしております。15の工事請負費は、郷ノ浦の浄化センターの水源取水ポンプの修繕工事費です。18の備品購入費は、勝本の自給肥料供給センターの机、いす等の備品の購入費でございます。

次のページ、6款1項3目の農業振興費の19節生産振興総合対策事業費の補助金2,900万5,000円はJAへの色彩選別機の補助金でございます。集落営農担い手支援事業費補助金の増は、養鶏農家へのトンネル補助金でございます。葉たばこ近代化施設等整備事業補助金の増は、郷ノ浦町の葉たばこ親床組合への、台風14号の被害に対します補修費の補助でございます。

4の畜産業費の19節優良系統牛育成対策事業費補助金は、導入頭数の増加によって、44頭分減額をいたしております。家畜集合指導所等整備事業費補助金の増は、田河地区、那賀地区、志原地区の各集合指導所の台風被害に対する補修費の補助金を計上しております。積立金は、家畜導入事業資金供給事業基金積立金は、20頭分の積み立てを減額いたしております。

5の農地費、1報酬は、原田地区の換地業務調査員の報酬を減額をいたしております。13委託料減額2,357万9,000円は、測量設計業務委託料で農村総合整備事業の分で、諸吉奈良地区の分を減額いたしております。換地業務委託料の減額1,071万1,000円は、原田地区換地業務委託料の減額です。

次のページ、測量設計業務委託料の減額322万円は、原田地区の排水路整備設計業務委託料の減額でございます。

15工事請負費、工事請負費適正化事業の増、これは郷ノ浦の物部本村地区、芦辺の椎ノ木地区の分を計上いたしております。農道整備工事請負費の増は、農村総合整備事業の農道集落道の整備工事費の追加です。

里地棚田保全整備工事請負費の減額は、山水地区の区画整理、湧水処理の工事費を減額いたしております。17の公有財産購入費の100万円の減額は、農村総合整備事業の分で、実績によりまして、不用額が出ましたので減額をいたしております。19の負担金は、県営自然災害防止事業負担金の増、これが丸尾ため池の分でございます。22補償費の増で440万円は、農村総合整備事業の農道整備工事暴風対策補償費の追加です。

6款2項林業費の13委託料、保全松林緊急保護事業、松くい虫の特別伐倒駆除等は、追加内示によります増額でございます。15の工事請負費は、林道改良工事費を追加いたしております。

6款3項の水産業費の19は、漁船近代化施設整備事業の補助金で、実績により不足が見込ま

れますので、追加をいたしております。

次のページ、6款3項4目の漁港漁場整備費の15工事請負費1,396万5,000円は、諸津漁港の分を増額をして、大久保漁港分を減額をいたしております。

5の漁業集落環境整備費は、集落道の整備を行っておりますけれども、精算によりまして、不用額が生じたので、全体で626万8,000円減額いたしております。

7款1項の商工費、13の委託料38万円、21世紀まちづくり推進総合支援事業の委託料は、美しいまちづくり事業に伴います歴史的建造物実態調査の委託料を計上いたしております。

次のページ、8款2項の道路橋梁費の3目道路橋梁新設改良費は、市道の小林線、上町元居線、赤土田線、寺源田線、銀台線、第2中谷線、横浜辻線につきまして、事業内容の変更によりまして、それぞれ組みかえを行っております。19節の210万円の県営道路整備事業の負担金の追加は一般県道初瀬印通寺線の排水整備、主要地方道老岐空港線の側溝ふたの整備の負担金の追加です。

次のページ、8款3項河川費でございますが、現在、町谷川の改修工事を行っておりますが、事業内容の変更によりまして、組みかえを行っております。この追加の分251万円につきましては、コミュニティー助成事業によります男女岳ダムの公園遊具の整備工事費でございます。

急傾斜地崩壊対策費は、郷ノ浦郵便局裏の築出地区の県営急傾斜の事業量の追加によるものでございます。

8款7項の住宅費、15工事請負費380万円は、安泊団地B棟のアスファルト防水の改修工事費を計上しております。

次のページ、9款1項1目の常備消防費の18備品購入費200万円、ここで久喜と元居の婦人防火クラブに対する軽可搬等の購入費を計上しております。非常備消防費の11節需用費の239万9,000円、被服費、これが女性消防団へのヘルメット、防火着の購入費でございます。消防施設費の18備品購入費168万円は、水出し走法訓練用のポンプ1台、消防団の移動系無線機3台の購入費を計上しております。防災費の備品購入費でございますが、個別受信器30台分を計上しております。

5の災害対策費13委託料は、現在防災マップを作製中でございますが、津波被害浸水予想区域の調査が必要でありますので、委託料を計上しております。

10款2項の小学校費の教育振興費の積立金600万円とその下の400万円は、中永政雄様からの寄付金の分の積み立てでございます。

次のページ、10款5項の社会教育費の中の文化財保護費22節補償費を234万2,000円追加いたしておりますが、これは原の辻遺跡指定地内のボウリング補償2基分です。

次のページ、10款7項1目の学校給食費の18の備品購入費455万円は、給食用の回転が

ま 1 3 基分の購入費を計上しております。

学校給食施設整備費の 1 3 の委託料は、学校給食センターの建設の分でございます、場所がまだ未確定のために、設計管理委託料を、全額減額をいたしております。

1 1 款 2 項の公共土木施設災害復旧費、ここで補助債で、道路 5 カ所、河川 1 カ所、単独の災害で、道路、河川 2 4 カ所分を計上いたしております。

以上でございます。

〔財政課長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 市民生活部長。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 登壇〕

市民生活部長（山本 善勝君） 議案第 1 1 4 号について、御説明申し上げます。

平成 1 7 年度吉野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。平成 1 7 年度吉野市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 8,261 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 億 1,162 万 1,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 1 7 年 1 2 月 2 日提出、吉野市長。

次をお開き願います。款項区分の補正の内訳でございます。

5 ページから 7 ページは、事項別明細書で割愛させていただきます。

8 ページをお開き願います。歳入 3 款国庫支出金 1 項の国庫負担金の中で、4,860 万円増は、保険給付費の増によるものでございます。なお、その下の老人保健拠出金負担金は、確定による減でございます。

2 項国庫補助金 1 節の普通調整交付金の増は、保険給付であります医療費の見込み増に対するものでございます。100 分の 9%を計上いたしております。

4 款県支出金 2 項の県補助金の 1 節財政調整交付金 675 万円は、同じく医療費の増に対するものでございます。5%計上いたしております。

5 款療養給付費交付金 1 項の 1 節現年度分、5,050 万円の増は、退職者の保険給付費の増によるものでございます。

8 款繰入金 1 目の 3 節出産育児一時金繰入金 300 万円減は、出生児数の見込みの減によるものでございます。

次のページをお開き願います。9 款繰越金でございます。前年度繰越金 6,754 万 8,000 円は、補正財源として計上をいたしております。

12ページをお開き願います。歳出、1款1項1目の13委託料は、長崎情報センターに保守管理を委託するものでございます。2款1項1目19節で、1億6,500万円増は、医療費の見込み増9%を計上いたしております。2目の退職被保険者等の療養給付費は、半年の実績を見て、16%増をいたしております。3目の一般被保険者療養費19節は、実績見込みで12%増を計上いたしております。4目の退職被保険者等の療養費は、実績見込みで20%増を計上をいたしております。5目審査支払い手数料12役務費50万円の増は、件数の増によるものでございます。

2款保険給付費2項1目19節1,000万円、一般被保険者高額療養費を増いたしております。実績見込みによる4%の増を予定しております。

次のページ、4項1目19節出産時一時金減額は、30万円掛け15人分を減額をいたしております。

3款老人保健拠出金1項1目19節は、17年度の老人保健医療費拠出金が決定したため、減とするものでございます。

9款諸支出金1項2目23節は、平成16年度の実績による支払い基金に精算返納が発生したため、104万3,000円を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第115号について御説明申し上げます。

平成17年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第2号)、平成17年度壱岐市の老人保健特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,579万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,655万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

2ページから7ページを割愛させていただきます。

8ページをお開き願います。歳入、1款1項1目医療費交付金の1,841万3,000円の増は老人医療給付費の見込み増によるもので、0.8%の増を見込んでおります。

2款1項1目現年度分985万5,000円は、各医療保険からの給付金の増を予定いたしております。2目過年度分医療費負担金2,266万4,000円は、精算交付による増でございます。

3款1項1目現年度分246万3,000円は、医療保険からの拠出金の増によるものでございます。

4款1項1目1節一般会計繰入金1,759万9,000円の減は、平成16年度分で、精算交付で医療費の国庫負担金が増となったため、減額するものでございます。

10ページ、歳出、2款1項1目20節扶助費3,320万1,000円を計上いたしておりますが、先ほど収入で申し上げましたように、0.8%の増、インフルエンザの流行等を見込んでおります。

3款1項1目23節償還金利息及び割引料で、259万5,000円の精算返納金は、平成16年度の医療費交付金、医療給付費等の県費負担金でございます。

以上で説明を終わります。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 建設部長。

〔建設部長（立石 勝治君） 登壇〕

建設部長（立石 勝治君） 議案第116号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、平成17年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,506万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,849万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

2ページ、3ページが歳入歳出予算補正、次に、5ページから6、7につきましては、事項別明細でございます。割愛をさせていただきます。

8ページ、9ページ、第5款繰入金の一般会計の繰入金920万4,000円は、自給肥料センターの関連によります本宮山林道の敷設がえ、そして施設修繕等の720万4,000円の計上をさしていただいております。

次の雑入につきましては、工事費の保証金の減額と、落雷によります建物災害共済金779万6,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページ、施設管理費の11節需用費1,500万円の分のうち、漏水が720万3,000円、落雷によります修繕が779万7,000円、あわせまして1,500万円計上いたしております。

15節工事請負費は、本宮山林道等によります工事費を計上さしていただいております。

次に、議案第117号をお開きをいただきたいと思いますと思いますが、平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、平成17年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、

次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ898万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億949万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

2ページ、3ページにつきましては、予算補正を計上いたしております。

4ページの第2表の地方債補正の限度額を「1億7,150万円」から、「1億7,360万円」に補正をいたしております。

8ページ、9ページ、一般会計繰入金の194万3,000円の減をいたしておりますが、その下の分の雑入との関連がございます。

消費税の還付金に伴います金額を一般会計の繰入金の方に入れますので、一般会計繰入金マイナス194万3,000円にいたしておりますが、次の漁業集落の7万2,000円と金額があいまませんけれども、これにつきましては、一般会計から繰り入れた時点の施設管理費、あるいは元金償還金、利子償還金、もろもろの精算をしました金額が、一般会計の129万6,000円というふうになるわけでございます。

8款の県支出金、漁業集落排水整備事業補助金552万円増にいたしております。

10ページ、11ページ、2款の漁業集落排水整備事業、施設整備費、これにつきましては、漁業集落環境整備事業の工事の増に伴います668万4,000円と、いわゆる補償費220万円と、水道管布設の128万4,000円を計上いたしております。

以上です。

〔建設部長（立石 勝治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。

午後0時07分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。市民生活部長。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 登壇〕

市民生活部長（山本 善勝君） 議案第118号について、御説明申し上げます。

平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）、平成17年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ705万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億5,289万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成17年12月2日提出、吉岐市長。

2ページ、3ページは、款項区分の補正の内訳でございます。

5ページから7ページは、事項別明細書であります。割愛させていただきます。

8ページ、歳入、1款介護サービス収入1項1目1節施設介護費、548万3,000円の減は、10月1日からの介護保険法の改正による食費の保険適用から、利用負担への移行ということで、減をいたしております。2節短期入所生活保護費88万3,000円の増は、これは利用者の増によるものでございます。3節通所介護費の136万8,000円の減は、法改正によります食事代、全額自己負担となるために、給付単価の減でございます。

2目利用者負担金収入1節施設介護利用者負担金200万円の増は、法改正によります食費の負担の増によるものでございます。2節短期入所利用者負担金の60万円の増は、利用者の増によるものでございます。3節通所介護利用者負担金101万6,000円の増をいたしておりますが、これは法改正による食費負担金の増によるものでございます。

3目介護サービス計画費収入36万2,000円の減は、5月からの事業再開によります1カ月分の減及び計画人員の減によるものでございます。

4款繰越金1節238万8,000円の前年度繰越金は、今回の補正財源に充てるものでございます。

6款繰入金1節財政調整基金繰入金の672万6,000円の減は、歳出減により財源不用となったため減するものでございます。

10ページ、歳出、1款1項1目7節賃金、調理員の増をいたしておりますが、これは、デイサービス分の食事も、介護サービスで調理するようにしたために、人員を増するものでございます。また、介護員の賃金は、重度の寝たきりが多いということで、増をするものでございます。

2目介護費11節需用費560万円の減は、消耗品の減、これはごみ袋を旧町の分を施設利用ということでの減と、それから介護用品、紙おむつ、紙パット等でございます。これの単価の減でございます。光熱費の増は、電気料、水道料の増でございます。賄い材料費の減は、材料単価の引き下げによる減でございます。13節委託料238万2,000円の減は、7月から委託契約したことによる3カ月分の減及び入札による執行残の減でございます。20節扶助費、被服の減は、入所者用のパジャマでございますが、個人負担としたために、減をいたしております。

3項1目11節需用費28万8,000円は、送迎用の車のガソリンの高騰によるものでございます。

4項1目14節使用料及び賃借料18万8,000円の減は、契約期間後、再延長契約したために、安くなったということで減をするものでございます。

以上で説明を終わります。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

産業経済部長（喜多 丈美君） 議案第119号について、御説明を申し上げます。

平成17年度老岐市三島航路事業特別会計補正予算（第4号）、平成17年度老岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,129万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、歳入歳出補正予算による。本日の提出でございます。

8、9ページ、2、歳入、5款繰入金1項一般会計繰入金、今回148万5,000円を一般会計から繰り入れていただくことにいたしております。

10、11ページ、3、歳出、1款運行費1項運行管理費2目の業務管理費の中で、需用費で、148万5,000円を補正をいたしております。これは、燃料単価の高騰によるものでございまして、大体、今、A重油を月に1万5,000リッター、オイルを45リッターから60リッター使用いたしております。一番、安かった平成15年の当時には、A重油が29円70銭ぐらい、それが現在は49円、オイルが133円でございますものが、現在は150円というような形になっておりますので、今回、148万5,000円の補正をさしていただくというものです。

よろしく申し上げます。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 郷ノ浦支所長。

〔郷ノ浦支所長（鳥巢 修君） 登壇〕

郷ノ浦支所長（鳥巢 修君） 議案第120号平成17年度老岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

平成17年度老岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ93万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,162万8,000円とする。

2、歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は

「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

2、3ページをお開き願います。それぞれ93万円を補正するものであります。

8、9ページ、機械使用料の増93万円は、台風災害の補修に伴う使用料の収入増の分でございます。

次のページ、一般管理費の中で、主として、災害補修に伴う経費の増の分でございます。合計93万円。

以上でございます。

〔郷ノ浦支所長（鳥巢 修君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

産業経済部長（喜多 丈美君） 議案第121号について御説明を申し上げます。

平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第2号）、平成17年度壱岐市の芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ205万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,141万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日の提出でございます。

8、9ページ、2、歳入、3款繰入金1項一般会計繰入金、今回、585万1,000円を減額いたしております。

5款諸収入1項雑入1目雑入379万9,000円を増は、消費税の還付金でございます。

10、11ページ、3、歳出、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節役務費、これはくみ取り手数料を実績見込みに基づきまして、555万5,000円、減額をいたしております。

2項の施設整備費1目ターミナルビル建設費では、今回、土地借り上げ料と、備品購入費、これは、待合室の長いす等を購入するために、補正をいたしております、合計で349万8,000円の補正をいたしております。

1項公債費2利子は、今回、財源調整だけをさしていただいております。

以上でございます。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 市民病院事務長。

〔市民病院事務長（牟田 数徳君） 登壇〕

市民病院事務長（牟田 数徳君） 議案第122号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算

(第4号)について説明いたします。

第1条、平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成17年度壱岐市病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出の壱岐市民病院事業費用を2,750万円の追加をいたしております。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

4ページをお開き願います。平成17年度壱岐市壱岐市民病院事業会計補正予算(第4号)実施計画書、収益的収入及び支出でございますが、壱岐市民病院事業費用補正予定額2,750万円の増額をいたしております。事業費用のうち、経費で2,750万円、内容の主なものにつきましては、印刷製本費が150万円の増をいたしております。カルテサイズの変更に伴う各種帳票の印刷代がふえております。委託料2,600万円の内訳でございますが、特殊検査委託料、がんの検査とか、細菌検査、アレルギー検査等が多くなっており、1,000万円を追加をいたしております。特に、泌尿器科、婦人科、小児科等での依頼が多くなってきております。

病院連絡バス運行利用料といたしまして、320万円を計上いたしております。これは、3月末に、収入と支出を精査・計算をいたしまして、精算をいたします。

MRIの読影委託料といたしまして、600万円を計上いたしております。当初は、1週間に1回の放射線科の先生にお願いをいたしまして、読影ができると思っておりましたが、CTの読影とか、検診の読影、さらに特殊検査等もあり、週1回の派遣では、対応できなくなってまいりました。整形分野等の専門的な読影は、週1回の放射線科の派遣医師では困難となり、長崎大学放射線科に、オンライン回線を通じて、お願いいたしておるところでございます。

病院設備維持管理委託料といたしまして、630万円を追加させていただいております。当初、旧病院での委託管理の実績をもとに、積算をいたしておりましたが、積算が足りませんでした。集中管理の必要性による経費増が発生をいたしております。

次のページ、平成17年度壱岐市壱岐市民病院事業会計資金計画書は、記載のとおりでございますが、支払い資金が2,750万円増となっております。

次のページ、予定貸借対照表を記載をいたしております。

以上で、平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算の説明を終わります。

〔市民病院事務長(牟田 数徳君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 総務部長。

〔総務部長(松本 陽治君) 登壇〕

総務部長(松本 陽治君) ただいまから御説明申し上げます議案第123号から128号については、市町村合併関連に伴うものでございます。

議案第123号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、平成17年12月31日をもって、長崎県市町村総合事務組合から松浦市、有明町、福島町、鷹島町及び南高北部斎場組合を脱退せしめ、平成18年1月1日から、長崎県市町村総合事務組合に、島原市及び松浦市を加入せしめることとし、これに伴い、長崎県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、18年1月1日に、新松浦市が設置されることに伴いまして、松浦市、福島町、鷹島町が、総合事務組合から脱退をして、新松浦市として、加入することになります。

また、同日から、南高有明町が、島原市へ編入されることに伴いまして、有明町が事務組合から脱退をして、島原市が当組合に加入をすることになります。

またこの廃置分合に伴いまして、南高北部斎場組合が、解散をされることから、組合から脱退をすることになります。よって、組合を構成する地方公共団体の数の減少に伴いまして、組合の規約を変更する必要があります。

なお、この協議については、議会の議決を得る必要がありますので、提案をするものでございます。

次ページ、お願いいたします。

長崎県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。別表第1を次のように改める。

別表第1は、組合を組織する組合市町村でございます。福島町、鷹島町、有明町、南高北部斎場組合がなくなります。そのかわりに島原市が、新たに加わることになります。

次のページ、別表第2を次のように改める。

別表第2は、組合の共同処理する事務と団体を、規定をするものでございますが、現行の規約では、長崎市、佐世保市などと同様に、松浦市も、一部共同処理しない事務がございましたが、今回、松浦市については、事務を共同処理することになりましたので、改正をするものでございます。

次に、議案第124号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成18年1月3日をもって、長崎県市町村総合事務組合から琴海町を脱退せしめ、長崎県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

提案理由につきましては、平成18年1月4日に、琴海町が長崎市へ編入され、総合事務組合から脱退することに伴うものでございます。

次のページですが、長崎県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。別表第1は、組合を組織する組合市町村でございますが、琴海町を除いたものでございます。

次に、議案第125号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成17年12月31日をもって、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合から、有明町、福島町及び鷹島町を脱退せしめ、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合規約を、次のとおり変更する。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

提案理由でございますが、18年1月1日の市町村合併によりまして、有明町、福島町、鷹島町が廃止をされます。それに伴いまして、17年の12月31日をもって、当組合を組織する組合市町村から、減ずるということとなります。

協議については、議会の議決が必要となりますので、提案するものでございます。

次のページ、お願いいたします。

長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更する。別表を次のように改める。

別表は、組合を組織する市町村でございます。有明町、福島町、鷹島町を除くということになります。

次に、議案第126号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成18年1月3日をもって、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合から、琴海町を脱退せしめ、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合規約を、次のとおり変更する。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

提案理由は、平成18年1月4日に、琴海町が長崎市へ編入合併されることとなります。したがって、琴海町が廃止されることに伴いまして、1月3日をもって、組合を組織する市町村から琴海町を減ずることとなります。その協議について、お願いするものでございます。

次のページでございますが、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更する。

別表を次のように改めるということで、別表は、組合を組織する市町村でございます。琴海町を除くものでございます。

次に、議案第127号長崎県市町村土地開発公社定款の変更について、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

提案理由につきましては、市町村の廃置分合に伴い、有明町が、島原市と合併し、本公社を脱

会をします。また、松浦市、福島町、鷹島町が合併をし、松浦市として、引き続き本公社に加入することから、公社の定款を変更するものでございます。

次のページでございますが、長崎縣市町村土地開発公社定款の一部を、次のように変更する。第24条第2項は、公社の基本財産でございますが、「9,932万6,000円」を「9,750万7,000円」に改めることとなりますが、有明町分181万円9,000円の減ということでございます。

第1表は、公社の設立団体でございますが、有明町、福島町、鷹島町を除くこととなります。

次の別表第2は、地方公共団体の出資額でございます。松浦市の中に、福島町、鷹島町がプラスをされております。そして、合計額では、有明町分の181万9,000円の減ということになります。

議案第128号長崎縣市町村土地開発公社定款の変更について、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

提案理由は、琴海町が長崎市と合併をし、本公社を脱会することから、公社の定款を変更するものでございます。

次のページ、長崎縣市町村土地開発公社定款の一部を次のように変更する。これも第24条第2項の基本財産を、記載のとおり改めるもので、琴海町分109万4,000円が減となっております。

別表第1は、琴海町を除くものでございます。

次のページ、別表第2、地方公共団体の出資額につきましても、琴海町を除きますので、その分109万4,000円が減となっております。

以上でございます。

〔総務部長（松本 陽治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

産業経済部長（喜多 丈美君） 議案第129号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内にあらたに生じた土地を確認し同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり、変更する。本日の提出でございます。

提案理由ですが、地方自治法第9条の5第1項及び260条第1項の規定に基づき、議会の議決が必要でありますので、提案をいたします。

次のページでございますが、1といたしまして、壱岐市郷ノ浦町大島字大泊554の7、554の15、554の20、554の24及び554の25、地先並びに554の7に隣接す

る道路地先、面積といたしまして、42.01平米、編入する区域字大泊でございます。

次のページに位置図をつけておりますが、赤く着色したところでございます。

これにつきましては、工事が平成15年度に実施をしたところでございまして、マイナス2メートルの物揚げ場取りつけ護岸と道路とが、いびつになっておったものを真っ直ぐに埋め立てた関係で、今回、登記をするものでございまして、現況では、直線になっております。

次に、議案第130号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内にあらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更する。本日の提出でございます。

提案理由は、先ほど申し上げたとおりでございます。

次のページでございますが、1校区壱岐市芦辺町諸吉東触字西川527の3、地先並びに字佐谷ノ上611の4地先、面積2,523.96平米、編入する区域としましては、1工区が字佐谷ノ上ですか、2工区、壱岐市芦辺町諸吉東触字西川526の1地先並びに芦辺浦字吉ケ久保636の16,636の18から636の20まで及び636の31地先並びに字滝ノ上635の1地先、面積6,515.65平米、字吉ケ久保に編入をいたします。

次のページに、字図をつけておりますが、この部分につきましては、昭和61年から62年度にかけて、工事をしたものでございまして、位置的には、清石浜の砂浜、公有水面との道路の、芦辺の九電の方から行きますと、道路の左手にございまして、現在、公衆トイレなり、あずまやなりを建ててるところが未登記でございましたので、今回、登記をし、ふやすものでございます。

以上でございます。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 財政課長。

〔財政課長（久田 賢一君） 登壇〕

財政課長（久田 賢一君） 認定第3号平成16年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について、平成16年度壱岐市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

次に、決算書の1ページをお開き願います。

平成16年度の壱岐市一般会計歳入歳出決算書でございます。歳入合計が223億1,942万5,173円、歳出合計が216億1,392万7,574円で、歳入歳出差し引き残が7億549万7,599円になっております。

決算の内容につきましては、2ページ以下のとおりでございますので、次に、一般会計の一番最後のところ、152ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。一般会計歳入総額が223億1,942万5,000円、

歳出総額が216億1,392万7,000円で、歳入歳出差し引き額が7億549万円8,000円でございます。

これから、翌年度へ繰り越すべき財源を1億3,858万円でございます。これによりまして、5番の実質収支額が5億6,691万8,000円となっております。

次に、決算書の一番最後の仕切りのところの財産に関する調書のところについて、説明をいたします。

平成16年度財産に関する調書、1番の公有財産、(1)は、総括表でございますので、次の(行政財産)のところから説明いたします。

土地については、決算年度中の増減はございません。建物の費目増で、公共用財産の公営住宅について、656平方メートル増加となっておりますが、これは、今宮団地の完成によるものでございます。

1行飛びまして、その他施設の403平方メートルの減でございますが、増のものがまなびの館の増、それから大谷公園の公衆便所の建てかえによる増でございます。

また、この中の減のものが、芦辺港ターミナルビルの解体による減でございます。

次のページをお開き願います。

普通財産でございますが、これは、普通財産の払い下げによる減でございます。

宅地が、3筆の2名分で33平方メートル、山林が1筆の1名分で73平方メートル、それから雑種地が、5筆、4名分で621平方メートル、その他が畑、原野の2筆で、2名分で344平方メートルの減となっております。

次の3ページでございますが、(3)の動産でございます。これは、三島航路事業のフェリー三島の分でございます。

(4)の有価証券、株券が決算年度末残高で8,078万5,000円でございます。その内訳は、次のとおりでございます。

九州郵船、壱岐空港ターミナルビル、それからオリエンタルエアブリッジ、壱岐カントリークラブ、壱岐クリーンエネルギーのそれぞれの額でございます。

次のページをお開きを願います。

(5)の出資による権利でございます。長崎県漁業信用基金協会から、一番下の有限会社マリナル壱岐までございまして、本年度は、長崎県漁業信用基金協会の50万円の増資がっております。

合計で、決算年度末現在高が5億2,891万円となっております。

また、その下に解散による減ということで、財団法人ふるさと情報センターでございますが、これは平成13年の3月末に解散になっております。残余財産につきましては、財団法人都市農

山村漁村交流活性化機構へ、寄附することになっております。

それから、次の長崎県勤労者信用基金協会、20万円でございますが、これも平成13年の10月の末に、解散になっておりまして、この残余財産につきましては、財団法人長崎県勤労者福祉事業団へ寄附することに決定になっております。

次の5ページ、2の物品でございます。これは車等の購入、それから廃車の分をそれぞれ増減をいたしております。

次の6ページ、今年度中に、車等が、27台、増になっております。決算年度末の現在高が、366台というふうになっております。

次、7ページ、3の債権でございます。地域総合整備資金貸付金、今年度末で2億3,797万7,000円でございますが、これは、「玄州会」、「大安閣」、「ビューホテル壱岐」、「壱岐マリーナホテル」、「鳳雲堂（ほううんどう）」への貸し付けの分でございます。

それから災害援護資金貸付金、決算年度末で130万円。これは4名分の貸し付けでございます。高等学校奨学資金貸付金、今年度末で30万7,000円でございますが、これも4名分の貸し付けでございます。

次、4番の基金につきましては、積み立て、取り崩しによって、それぞれ増減をいたしております。財政調整基金が、決算年度末現在高で7億1,700万円。減債基金が10億3,500万円でございます。

それから、特定目的基金が全部で11基金ございます。特定目的基金の年度末の現在高が34億9,200万円、一般会計特定と財調減債あわせの合計で、52億4,500万円でございます。

特別会計につきましては、国民健康保険財政調整基金等ございまして、合計で12億5,300万円でございます。一般会計と特別会計とあわせのことで、決算年度末現在高が64億9,800万円でございます。

それから定額運用基金につきましては、土地開発基金等ございまして、決算年度末残高が9億5,441万4,000円でございます。

次のページをお開き願います。8ページが、16年度の定額運用基金の運用状況調書でございます。土地開発基金につきましては、決算年度中の運用はあっておりません。現金が4,500万9,000円ございまして、その残りが土地でございます。それから災害資金貸付金ほかにつきましては、記載のとおりでございます。

それからあと資料といたしまして、お手元に平成16年度の各会計の決算概要ということで、配付をいたしております。

1ページ、2ページが、各会計の実質収支に関する調書になっております。

それから3ページから12ページが、一般会計の主要施策の説明書でございます。

13ページが、特別会計の分になっております。

また15ページ、16ページにつきましては、決算カードを添付をいたしておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

以上で説明終わります。

〔財政課長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 市民生活部長。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 登壇〕

市民生活部長（山本 善勝君） 認定第4号について御説明申し上げます。

資料は、平成16年度各会計決算書の一般会計の次にあります。

ページ数で申し上げますと、152ページの次でございます。

平成16年度吉崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度吉崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成17年12月2日提出、吉崎市長。

平成16年度吉崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、国民健康保険事業勘定、歳入合計38億6,210万370円、歳出合計35億7,295万9,569円、歳入歳出差し引き残2億8,914万801円。診療施設勘定歳入合計1億9,053万9,415円、歳出合計1億5,403万2,371円、歳入歳出差し引き残3,650万7,044円。

2ページをお開き願います。国民健康保険事業勘定歳入第1款国民健康保険税予算現額11億5,315万6,000円、収入済み額11億3,044万1,590円、不能欠損額328万円876円。これは、地方税法第15条7第4項によるもので11人、平成58年度から平成12年度分でございます。

理由といたしまして、滞納処分できる財源がない人6人、所在及び財産ともに不明の人5人。

次に、地方税法第18条、5年間の時効の消滅によるものでございます、1人。これが昭和63年度から平成10年度分でございます。

第2款使用料及び手数料、予算現額1万3,000円、収入済み額20万2,550円。

第3款国庫支出金予算現額17億5,739万3,000円、収入済み額17億5,160万7,857円。

第4款県支出金予算現額1,885万8,000円、収入済み額1,837万6,797円。

第5款療養給付費交付金予算現額3億58万円、収入済み額2億8,846万2,199円。

第6款共同事業交付金予算現額7,700万円、収入済み額8,013万7,253円。

第7款財産収入予算現額35万9,000円、収入済み額19万1,597円。

第8款繰入金予算現額3億3,331万3,000円、収入済み額3億3,307万6,156円。

第9款繰越金予算現額5,291万8,000円、収入済み額2億5,259万9,496円。

第10款諸収入予算現額584万5,000円、収入済み額700万4,875円。

歳入合計予算現額36万9,943万5,000円、収入済み額38億6,210万370円。

(発言する者あり)

それではずっと数字を読み上げてただけでございますので、割愛をいたしたいと思います。

それでは、34ページをお開きをお願いいたします。国民健康保険事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額38億6,210万円、2、歳出総額35億7,295万9,000円、3、歳入歳出差し引き額2億8,914万1,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源0。5、実質収支額2億8,914万1,000円でございます。

44ページをお開き願います。直営診療施設勘定の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億9,053万9,000円、2、歳出総額1億5,403万2,000円、3、歳入歳出差し引き額3,650万7,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源0、5、実質収支額3,650万7,000円。

以上でございます。

続きまして、認定5号について御説明申し上げます。平成16年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定による監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

平成16年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算書、歳入合計42億4,118万6,931円、歳出合計42億4,118万6,931円、歳入歳出差し引き残0円。

14ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1、歳入総額42億4,118万7,000円、2、歳出総額42億4,118万7,000円、3、歳入歳出差し引き額0円、4、翌年度へ繰り越すべき財源0円、5、実質収支額0円。

続きまして、認定第6号について御説明申し上げます。平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、歳入合計22億7,234万1,358円、歳出合計22億6,367万3,048円、歳入歳出差し引き残866万8,310円。

18ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1、歳入総額22億7,234万1,000円、2、歳出総額22億6,367万3,000円、3、歳入歳出差し引き額866万8,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源0円、5、実質収支額866万8,000円。

以上で説明を終わります。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。

午後1時55分休憩

午後2時05分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。建設部長。

〔建設部長（立石 勝治君） 登壇〕

建設部長（立石 勝治君） 認定第7号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

1ページ、平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算額、歳入合計9億7,854万1,379円、歳出合計9億7,724万6,559円、歳入歳出差し引き額129万4,820円。

次のページ、歳入でございますが、予算現額12億5,349万1,000円、調定額12億6,385万7,969円、収入済み額9億7,854万1,379円、不能欠損額1,220円。

次に歳出をお願いいたします。歳出の予算現額12億5,349万1,000円、支出済み額9億7,724万6,559円。

16ページをお開きをいただきたいと思いますが、実質収支に関する調書、歳入総額9億7,854万1,000円、歳出総額9億7,724万6,000円、歳入歳出差し引き額129万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額129万5,000円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2に規定する基金繰入金0円。

次に、認定第8号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

1ページ、平成16年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入合計9億3,180万588円、歳出合計9億3,180万588円、歳入歳出差し引き残0円。

次に、歳入でございますが、予算現額歳入合計10億2,804万1,500円、調定額10億115万2,028円、収入済み額9億3,180万588円。

次に、歳出をお開きいただきたいと思いますが、予算現額10億2,804万1,500円、支出済み額9億3,180万588円、翌年度繰越額9,240万円。

それから16ページをお開きをいただきたいと思いますが、実質収支に関する調書、歳入総額9億3,180万1,000円、歳出総額9億3,180万1,000円、歳入歳出差し引き額0円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額0円、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2に規定する基金繰入金0円。

次に、認定第9号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算書、歳入合計2億8,495万8,419円、歳出合計2億7,534万9,251円、歳入歳出差し引き残960万9,168円。

歳入をお開きいただきたいと思いますが、調定額合計2億9,175万8,419円、収入済み額2億8,495万8,419円。

次は、歳出でございますが、歳出の合計、予算現額2億9,253万2,000円、支出済み額2億7,534万9,251円、翌年度繰越額1,360万円。

14ページをお開きをいただきたいと思いますが、実質収支に関する調書、歳入総額2億8,495万8,000円、歳出総額2億7,534万9,000円、歳入歳出差し引き額960万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許繰越額544万円、実質収支額416万9,000円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金0円。

以上でございます。

〔建設部長（立石 勝治君） 降壇〕

〔市民生活部長（山本 善勝君） 登壇〕

市民生活部長（山本 善勝君） 認定第10号について御説明申し上げます。

認定第10号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の承認に付する。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算書、歳入合計2億4,280万9,357円、歳出合計2億4,280万9,357円、歳入歳出差し引き残0円。

1ページをお開き願います。歳入、調定額2億4,298万4,557円、収入済み額2億4,280万9,357円。

4ページをお開き願います。歳出、予算現額2億4,469万円、支出済み額2億4,280万

9,357円。

14ページをお開き願います。実質収支に関する調書、歳入総額2億4,280万9,000円、歳出総額2億4,280万9,000円、歳入歳出差し引き額0円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額0円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

続きまして、認定第11号について御説明申し上げます。

平成16年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条の第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成17年12月2日提出、吉崎市長。

平成16年度吉崎市特別養護老人ホーム事業歳入歳出決算書、歳入合計4億6,552万6,215円、歳出合計4億4,438,126円、歳入歳出差し引き残6,108万8,089円。

2ページをお開き願います。歳入合計調定額4億6,552万6,215円、収入済み額4億6,552万6,215円。

4ページをお開き願います。歳出、歳出合計予算現額4億3,080万9,000円、支出済み額4億4,438,126円。

18ページをお開き願います。実質収支に関する調書、歳入総額4億6,552万6,000円、歳出総額4億4,438,000円、歳入歳出差し引き額6,108万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額6,108万8,000円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

続きまして、認定第12号について御説明申し上げます。

平成16年度吉崎市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度吉崎市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成17年12月2日提出、吉崎市長。

平成16年度精神障害者地域生活支援センター事業歳入歳出決算書、歳入合計2,164万8,241円、歳出合計2,154万9,699円、歳入歳出差し引き残10万7,272円。

2ページをお開き願います。歳入、歳入合計調定額2,164万8,241円、収入済み額2,164万8,241円。

4ページをお開き願います。歳出、歳出合計予算現額2,168万7,000円、支出済み額2,154万9,699円。

12ページをお開き願います。実質収支に関する調書、歳入総額2,164万8,000円、歳出総額2,154万1,000円、歳入歳出差し引き額10万7,000円、翌年度へ繰り越すべ

き財源0円、実質収支額10万7,000円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

続きまして、認定第13号について御説明申し上げます。

平成16年度苓崎市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度苓崎市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成17年12月2日提出、苓崎市長。

平成16年度精神障害者福祉ホームB型事業歳入歳出決算書、歳入合計2,181万5,488円、歳出合計2,174万3,538円、歳入歳出差し引き残7万1,950円。

2ページをお開き願います。歳入、歳入合計調定額2,181万5,488円、収入済み額2,181万5,488円。

4ページをお開き願います。歳出、歳出合計予算現額2,272万6,000円、支出済み額2,174万3,538円。

10ページをお開き願います。実質収支に関する調書、歳入総額2,181万5,000円、歳出総額2,174万3,000円、歳入歳出差し引き額7万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額7万2,000円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

以上で説明終わります。

〔市民生活部長（山本 善勝君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

産業経済部長（喜多 丈美君） 認定第14号について御説明を申し上げます。

平成16年度苓崎市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度苓崎市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成17年12月2日、苓崎市長。

平成16年度苓崎市三島航路事業特別会計歳入歳出決算書、歳入合計1億772万8,926円、歳出合計1億772万8,926円、歳入歳出差し引き残0円。

2ページをお開きをいただきたいと思ひます。調定額1億772万8,926円、収入済み額1億772万8,926円。

4ページをお開きいただきたいと思ひます。歳出合計、予算額1億861万7,000円、支出済み額1億772万8,926円。

次に、14ページをお開きをいただきたいと思ひます。実質収支に関する調書、歳入総額1億

772万9,000円、歳出総額1億772万9,000円、差し引き0円。翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額0円、実質収支額のうち、地方自治法233条の2の規定による基金繰入額0円。

以上でございます。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 郷ノ浦支所長。

〔郷ノ浦支所長（鳥巢 修君） 登壇〕

郷ノ浦支所長（鳥巢 修君） 認定第15号について御説明いたします。

平成16年度吉崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度吉崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成17年12月2日提出、吉崎市長。

1ページでございます。平成16年度吉崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算書、歳入合計6,403万2,251円、歳出合計5,980万3,245円、歳入歳出差し引き残422万9,006円でございます。

次のページ。歳入につきましては、使用料、基金繰入金、それから、前年度繰越金が主なものでございますが、合計6,403万2,251円、収入済み額0円でございます。

次のページ、歳出。総務管理費、基金積立金が主なものでございます。合計5,980万3,245円。

次のページ。歳出、機械銀行の使用料、それから減価償却等が主なものでございます。

それから歳出につきましては、10、11ページでございます。備品購入等で1,111万8,840円支出いたしております。

次、14ページ。実質収支に関する調書でございます。先ほど、申し上げました金額でございます。

5番目の実質収支額につきましては422万9,000円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0円でございます。

以上でございます。

〔郷ノ浦支所長（鳥巢 修君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

産業経済部長（喜多 丈美君） 認定第16号平成16年度吉崎市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度吉崎市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付

する。平成17年12月2日提出、壱岐市長。

1ページ。平成16年度芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出合計2億858万4,619円、歳出合計2億858万4,619円、歳入歳出差し引き残0円。

2ページでございますが、調定額4億5,347万4,619円に対しまして、収入済み額が2億858万4,619円でございます。

次に、4ページでございますが、予算現額4億5,365万8,000円に対しまして、支出済み額が2億858万4,619円、繰越額が2億4,489万円となっております。

次に、12ページをお開きをいただきたいと思っております。実質収支に関する調書、歳入総額2億858万5,000円、歳出総額2億858万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源は0円、実質収支額も0円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額も0円でございます。

以上でございます。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 以上で説明が終わりましたので、代表監査委員より決算審査の報告を求めます。馬渡代表監査委員。

〔代表監査委員（馬渡 武範君） 登壇〕

代表監査委員（馬渡 武範君） 平成16年度壱岐市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査結果について、報告をさせていただきます。

本年度決算は、平成16年3月1日に、旧4町が合併し、壱岐市がスタートして以来、会計年度の期間が12カ月である決算を迎えるのは、平成16年度が初めてであります。

1ページをお開きください。

審査は、市長から審査に付された平成16年度壱岐市の一般会計と、13の特別会計の歳入歳出決算並びに壱岐市の基金運用状況について、個別に予備審査を行った後、平成17年10月5日から、11月7日までの間に、12日間、関係職員から説明を聴取して、関係法令に準拠して調整されているか。決算書等の計数は正確か。予算が適正に執行されているか等に主眼を置き、審査を実施いたしました。

次の、審査の結果でございます。

審査に付された各会計、歳入歳出の決算書、歳入歳出決算事項明細書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めます。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めます。

2ページをお開きください。

決算状況につきましては、今年度の一般会計及び特別会計をあわせた決算総額は、歳入が362億1,303万8,000円、歳出が350億9,682万5,000円、歳入歳出差し引き額11億1,621万4,000円でありました。

この内容につきましては、総括の決算規模については、2ページから4ページに、それから収入未済額の状況については、5ページから8ページ、それから自主財源及び依存財源の状況について、これは7ページと8ページ、それから一般会計の歳入歳出の状況については、款別に9ページから25ページに、それから特別会計の歳入歳出については、会計ごとに、26ページから53ページに記載しており、説明を加えております。

なお、前年度決算数字につきましては、旧4町及び広域圏町村組合の11カ月分と、壱岐市の1カ月分を単純に合算したものであるために、前年度との比較についての内容説明は控えて、本年度についてのみの説明にとどめさせておりますので、御承知ください。

そのほかに、財産に関する調書、基金運用状況、審査意見を54ページから58ページに、それから参考までに、予算審査資料を61ページから66ページにつけさせておりますので、参考にいただければと思います。

59ページをお開きください。

審査意見といたしまして、まず最初に、財政状況について。

平成16年度の財政力指数が0.218、経常収支比率が87.6%、公債費比率が17.5%で、これが年々、悪化の傾向にあります。

既に、危機的状況にあるといっても過言ではないと思います。真剣に、行財政改革に取り組むことが肝要であります。

第2に、市税などの徴収の徹底と、未納解消対策について。

市税の未納額2億916万7,000円を初め、国民健康保険税未納額2億5,819万8,000円、その他の保険料、分担金、負担金、使用料、手数料等、一般会計特別会計をあわせると、未納額総額が5億3,452万1,000円であり、極めて多額であります。

中には、長期間にわたり、多額の未納となっているものがあり、厳正に対処することが望まれます。

合併後、これらを解消するために、法に沿って、滞納処分等、その執行停止等に取り組みされたことは、評価できますが、市民の負担の公平と、財政の健全化の観点から、これからもこれら未収の解消に特段の努力が必要と思います。

第3に、財産の管理について。

前回の定期監査において、他の目的で作成された台帳を、財産台帳として併用されているため

に、財産の台帳としては不備が多く、財産の重要性の観点から、新たに台帳作成して、財産管理の徹底を図る必要がある旨の検討を促したところである。

現在、財産台帳を作成中ということであり、今後の推移を見守りたい。

また、普通財産と行政財産の所管替については、その手続が十分でないことから、一定の内規に基づく文書を交わし、その所管を明確にする必要があります。

第4に、予算の執行について。

合併直後というやむを得なかった事情も認められるが、予算の安易な流用や、不用額が目立ち、ある面では、予算編成の甘さも感じられる。なお、高額なものについては、極力、補正等の措置をとるように努めるべきである。

これからは、適正な予算運用を図るためにも、流用については、一定の基準をつくることのできないか検討を促したい。

最後です。納付期限の徹底について。

歳出において、指定された納付期限を超過したのものが見受けられるが、期限を指定されているものについても、事務処理には、十分注意をされたい。

吉崎市が、厳しい環境の中で、合併の効果を十分に発揮しながら、行財政改革にも真剣に取り組むなど、行政水準の向上と、住民福祉の充実・増進に一層の精励をされることを期待いたしまして、平成16年度の決算審査の結果報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〔代表監査委員（馬渡 武範君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 以上で、市長提出議案に対する説明を終わります。

次に、日程第42、請願第1号全天候型多目的施設の早期建設について、紹介議員の説明を求めます。4番、深見義輝議員。

〔4番（深見 義輝君） 登壇〕

紹介議員（4番 深見 義輝君） 請願全天候型多目的施設の早期建設について、請願の趣旨、吉岐市民の健康の保持邁進、各種団体並びに島外者の利用のできるスポーツ広場として、全天候型多目的施設を早期に建設していただきたい。

請願の理由につきましては、ことし10月7日から9日、3日間、全国離島交流ゲートボール親善大会が、対馬で開催されました。

全国各地はもとより、隣国韓国からも参加されたと聞いております。こうした交流親善大会等を通して、全国各地の皆さんが、一同に介し、親睦を深め、交流人口をふやすその輪を広げていくことは、大変すばらしいことでもあります。

係ることから、本市においても、各町に建設されている全天候型多目的施設は、狭隘のため、

各種競技大会においては、会場を分散し、競技を行っている状況であり、また選手、応援者等の移動に多大な支障を来しております。

吉崎市においても、経済の活性化のために、実業団の誘致や、国際交流親善大会等の誘致ができ、3世代が触れあう場として、容易に利用できる公式の全天候型多目的施設をぜひ必要であると思います。

県、市、御当局におかれましては、今日の厳しい財政状況とは存じますが、何とぞ事情を御賢察の上、早期に建設していただきたいとお願いいたします。平成12年9月22日、吉崎市議会議長深見忠生様。請願者は、吉崎市公民館連絡協議会長江田和夫ほか8名です。

〔4番（深見 義輝君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 次に、日程第43、請願第2号出資法の上限金利引下げを求める意見書提出に関する請願について、紹介議員の説明を求めます。25番、小園寛昭議員。

〔25番（小園 寛昭君） 登壇〕

紹介議員（25番 小園 寛昭君） 請願第2号につきまして、趣旨の説明を行います。

出資法の上限金利引下げを求める意見書提出に関する請願でございます。

請願の趣旨につきましては、国民生活の安定を実現し、深刻を極める多重債務問題を解決するため、高金利引下げに関する意見書を議会において採択をいただき、衆参両議院議長並びに関係各庁へ提出をいただきたいとするものでございます。

請願の理由につきましては、3点、記載されておりますけれども、要は、超低金利時代にあつて、現在の日本の金利制限法、3つございますけれども、利息制限法の制限金利は、最高年20%、出資法の上限金利が年29.2%、日掛け金融業者の特例金利に至っては、年54.75%と、非常に金利規範としては、超低金利時代にあわないというのが主な理由でございます。

なお、利息制限法の制限金利20%を超えて、貸し金業者が利息を徴収しても、今のところ、法的に罰する規定がない。

法的に罰せられるのは、出資法の上限金利29.2%を超えたときに初めて、法的には罰せられるということになっているようでございます。

現在、非常に弱い立場にある方は、利息制限法の制限金利を超えて、徴収されても、泣き寝入りをするという状況があるようでございますので、この件について、国民生活の安寧を実現するために、採択をいただきたいというものでございます。

請願者は、長崎県司法書士会会長並びに日本司法書士会政治連盟長崎会会長でございます。

よろしく申し上げます。

〔25番（小園 寛昭君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 日程第44、陳情第4号吉崎市における障害者の在宅介護のあり方につ

いて改善を求める陳情は、お手元に写しを配付しておりますので、説明にかえさせていただきます。

・

議長（深見 忠生君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これで散会をいたします。

午後 2 時46分散会